

開発許可申請（自己居住用）

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
☐ 開発行為許可申請書	(別記様式第二) 申請書裏面参照
☐ 建築制限解除申請書	「欄外（注意事項）1」参照
☐ 委任状	委任する内容を記載し記名（代理者の資格・氏名・住所・連絡先を記載）
法第34条各号に適合することを証する書類	(市街化調整区域の場合)「建築許可申請」参照
☐ 同意を得たことを証する書類	土地の所在、地目、地積、権利の種類、同意の日付、権利者の住所・氏名 (施行の妨げとなる権利(所有権等)を有する者の同意)
☐ 土地登記事項証明書	土地改良事業地内の場合は、「一時利用地証明」も添付のこと ※3ヶ月以内
☐ 開発区域区域図 【縮尺】1/2,500	図面名称、方位、縮尺、開発区域（赤色枠）、排水先の河川への経路（若葉色） 《開発区域位置図及び現況図を兼ねる》
☐ 土地の公図の写し ※3ヶ月以内	図面名称、方位、縮尺、申請区域（赤色枠）、写した年月日
☐ 実測図（求積図）	図面名称、方位、縮尺、申請区域（赤色枠）、道路後退求積、資格者の記名・押印
☐ 土地利用計画図 【縮尺】1/1,000以上	図面名称、方位、縮尺、面積表、開発区域（赤色枠）、敷地の境界・寸法、 道路の種類・幅員、予定建築物の位置
☐ 造成計画平面図 【縮尺】1/1,000以上	図面名称、方位、縮尺、開発区域（赤色枠）、敷地の境界・寸法、 切土（茶色）又は盛土（緑色）をする土地の部分の色分け、がけ及び擁壁の位置・形状、 道路の種類・幅員、縦横断線の位置と記号、敷地・隣地・道路の地盤高 (土地利用計画図と兼用可)
☐ 造成計画断面図 【縮尺】1/1,000以上	図面名称、縮尺、切土（茶色）又は盛土（緑色）をする前後の地盤面、 がけ及び擁壁の位置・形状、敷地・隣地・道路の地盤高
☐ 排水施設計画平面図 【縮尺】1/500以上	図面名称、方位、縮尺、申請区域（赤色枠）、排水施設の位置・種類・形状・内のり寸法、 水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称
☐ 排水施設構造図 【縮尺】1/50以上	図面名称、縮尺、放流枳及び吐口の断面図
☐ がけの断面図 【縮尺】1/50以上	図面名称、縮尺、がけの高さ・勾配及び土質、 切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面の保護の方法 (切土2m、盛土1m、切土と盛土を同時に2mの高さを超えるがけの場合に添付)
☐ 擁壁の断面図 【縮尺】1/50以上	図面名称、縮尺、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、 擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜き穴の寸法・間隔、 基礎杭の位置・材料及び寸法
☐ 擁壁の構造計算書	認定型、名古屋市型の場合は、証明資料及び構造図等を添付すれば不要 (高さ1m以下の擁壁の場合は添付不要)
建築物各階平面図	市街化区域の場合は参考図として添付 「建築許可申請」参照
建築物立面図	市街化区域の場合は参考図として添付 「建築許可申請」参照

(注意事項)

- 1 法第37条第1号の規定に基づく建築制限の解除承認について、開発行為に関する工事を完成させるに障害とならないもので、当該建築行為により開発区域及びその周辺の地域に災害が生じないことが明らかな場合は、自己用の開発行為に限り同時申請とすることができます。
- 2 土地利用計画図は、開発登録簿用の図面とするため申請以外に1部提出してください。

※ 盛土規制法のみなし許可の場合は下記の図書が必要になります。

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
☐ 資金計画書	収支計画、年度別資金計画
☐ 申請者の資力・信用に関する申告書	法人の登記事項証明書（個人は住民票の写し）、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人事業税（個人の場合は個人事業税）並びに都道府県民税の納税証明書
☐ 工事施工者の能力に関する申告書	法人の登記事項証明書（個人は住民票の写し）

※ 流量計算書については、宅造区域では造成面積が 1500 m²をこえる場合必要（稲沢市は全域宅造区域）

※ 設計者資格申告書は宅造区域では、造成面積が 1500 m²を超える場合、高さが 5 m を越える擁壁を設置する場合必要

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
☐ 流量計算書	
☐ 設計者資格申告書	